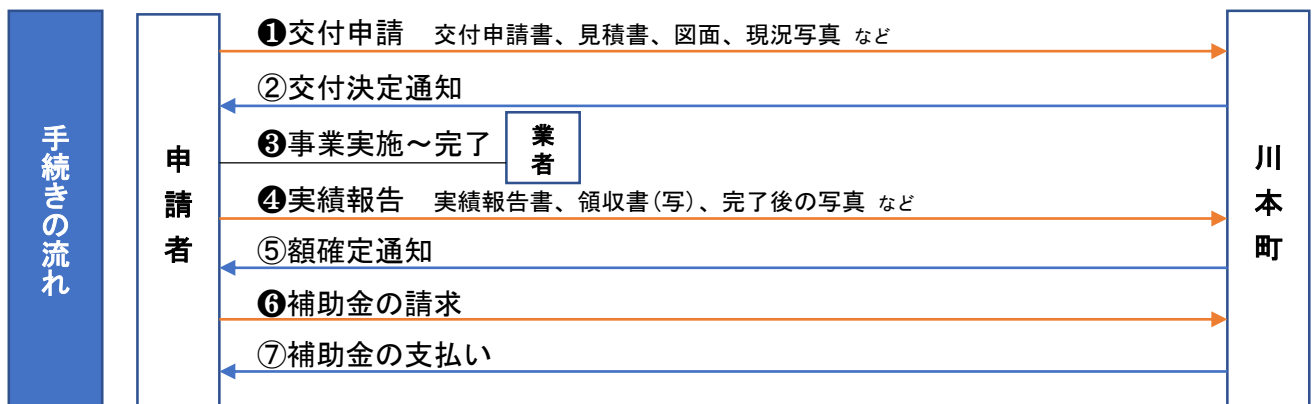


# 川本町改良住宅型空き店舗受入体制整備費補助事業

川本町では、町内にある改良住宅型空き店舗の利活用、また、町の活性化の一環として改良住宅型空き店舗を貸し出す（または売買する）ために必要な修繕費等の一部を補助します。

事業対象者	改良住宅型空き店舗の所有者
補助率	補助対象経費の2/3（上限200万円） ※千円未満切捨
要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付を受けた後、商工会と協力して入居者を募集すること。</li> <li>・町内の宅地建物取引業者に家賃や売買金額の算出を依頼すること。</li> <li>・同趣旨の補助金を他に受けていないこと。</li> <li>・令和2年10月1日以降の事業が対象</li> </ul>

補助対象経費	内容
家財撤去費	改良住宅型空き店舗にある残置物の運搬費・処分費
ハウスクリーニング代	改良住宅型空き店舗のハウスクリーニングに要する経費
修繕費	改良住宅型空き店舗の修繕に要する経費
現地調査費	改良住宅型空き店舗の賃貸料や売買金額を算定するために依頼した町内の宅地建物取引業者に支払う現地調査費



問い合わせ先

川本町産業振興課 商工観光係

電話 0855-72-0636 / FAX 0855-72-0635